

資源有効利用促進法について

平成13年4月
経済産業省リサイクル推進課

1. 背景・経緯

- ・ 我が国は廃棄物の最終処分場の逼迫、資源の将来的な枯渇の可能性等の環境制約・資源制約に直面しており、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会を転換し、循環型社会の形成に取り組むことが喫緊の課題となっている。
- ・ このため、産業構造審議会地球環境部会、廃棄物・リサイクル部会の合同基本問題小委員会は、循環型社会の具体的なあり方について約1年に渡って審議を行い、平成11年7月に「循環型経済システムの構築に向けて(循環経済ビジョン)」と題する報告書を取りまとめた。同報告書においては、循環型社会の形成のために、従来のリサイクル対策(廃棄物の原材料としての再利用対策)の強化に加えて、リデュース対策(廃棄物の発生抑制対策)とリユース対策(廃棄物の部品等としての再使用対策)の本格的な導入が提言された。
- ・ 本提言の具体化を図るため、経済産業省としては、平成3年に制定された「再生資源の利用の促進に関する法律」の抜本的な改正に取り組み、法律名も「資源の有効な利用の促進に関する法律」(資源有効利用促進法)に改めるとともに、関連政省令の整備を行った。同法は平成13年4月に施行されたところである。

<参考> 資源有効利用促進法の経緯

- 平成11年7月15日 産業構造審議会地球環境部会、廃棄物・リサイクル部会合同基本問題小委員会が「循環型経済システムの構築に向けて」と題する報告書を公表
- 平成12年3月17日 再生資源の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案の閣議決定
- 6月 7日 再生資源の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の公布
- 平成13年1月26日 産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会において「資源有効利用促進法の施行に向けて」と題する報告書を取りまとめ
- 3月22日 再生資源の利用の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布
- 3月28日 資源有効利用促進法に基づく58の関係省令及び基本方針の公布
- 4月 1日 施行

(経済産業省ホームページ(<http://www.meti.go.jp/policy/index.html>)において関連法令を掲載中。)

2. 概要

資源有効利用促進法において以下の7業種・42品目を新たに指定し、現行の3業種・30品目から10業種・69品目（一般廃棄物及び産業廃棄物の概ね5割をカバー）へと対象業種・対象製品を拡充し、事業者に対して3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組を求めていく。

(1) 基本スキーム

資源有効利用促進法に基づいて具体的な義務が課せられる業種・製品について政令で指定を行い、主務大臣（事業所管大臣等）は、当該業種・製品の製造事業者等の「判断の基準となるべき事項」（判断の基準）を主務省令で定め、指導・助言により対象事業者の取組を促進していく。こうした対象事業者であって、その生産量等が一定規模以上のものの取組が「判断の基準となるべき事項」に照らして著しく不十分である場合、主務大臣は当該事業者に対して判断の根拠を示して勧告を行うことができる。こうした勧告を行っても、事業者の取組が改善しない場合、主務大臣はその旨の公表を行うことができる。それでもなお、事業者の取組が改善しない場合、主務大臣は関係審議会の意見を聴取した後、当該事業者に対して命令を行うことができる。当該命令の違反者に対しては罰金50万円が課せられる。

(2) 政令指定した業種及び製品と省令で定めた判断の基準

特定省資源業種

次のa)に掲げる業種の属する事業者は、副産物の発生抑制等（原材料等の使用の合理化による副産物の発生の抑制及び副産物の再生資源としての利用の促進）に取り組むことが求められる。

a) 新規：5業種

- ・パルプ製造業及び紙製造業
- ・無機化学工業製品製造業（塩製造業を除く。）及び有機化学工業製品製造業
- ・製鉄業及び製鋼・製鋼圧延業
- ・銅第一次製錬・精製業
- ・自動車製造業（原動機付自転車の製造業を含む。）

b) 判断の基準

判断の基準として目標の設定、設備の整備、技術の向上、設備の運転の改善等、統括管理者の選任、規格又は仕様による加工、販売又は加工の委託、計測及び記録、情報の提供について規定。例えば製鉄業に属する事業者は、生産工程における工夫によってスラグの発生抑制に取り組むとともに、スラグがセメント、路盤材等の原料として有効利用されるよう、スラグを一定の品質に加工することなどの取り組みが求められる。

c) 計画の提出

特定省資源業種に属する事業者であって、その生産量が一定規模以上の特定省資源業種に属する事業者は、副産物の発生抑制等に関する目標や具体的な取組内容を規定した計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

特定再利用業種

次の a) 及び b) に掲げる業種の属する事業者は、再生資源又は再生部品の利用に取り組むことが求められる。

a) 既指定：3 業種

- ・紙製造業
- ・ガラス容器製造業
- ・建設業

b) 新規：2 業種

- ・硬質塩化ビニル製の管・管継手の製造業
- ・複写機製造業

c) 判断の基準

判断の基準として設備の整備、技術の向上、計画の作成、情報の提供等について規定。例えば複写機製造業については、使用済みの複写機から駆動装置等の再生部品を取り出し、洗浄・検査等を行った後、新たに製造する複写機の部品として再利用することが求められる。

指定省資源化製品

次の a) に掲げる製品の製造事業者（自動車については製造及び修理事業者）は、原材料等の使用の合理化、長期間の使用の促進その他の使用済物品等の発生の抑制に取り組むことが求められる。

a) 新規：19 品目

- ・自動車
- ・家電製品（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、衣類乾燥機）
- ・パソコン
- ・ぱちんこ遊技機（回胴式遊技機を含む。）
- ・金属製家具（金属製の収納家具、棚、事務用机及び回転いす）
- ・ガス・石油機器（石油ストーブ、ガスグリル付こんろ、ガス瞬間湯沸器、ガスバーナー付ふるがま、石油給湯機）

b) 判断の基準

判断の基準として原材料等の使用の合理化、長期間の使用の促進、修理に係る安全性の確保、修理の機会の確保、安全性等の配慮、技術の向上、事前評価、情報の提供、包装材の工夫について規定。例えばパソコンについては、部品等の軽量化を推進するとともに、アップグレード（処理能力の向上）が可能な製品の設計・製造等が求められる。

指定再利用促進製品

次の a) 及び b) に掲げる製品の製造事業者（自動車については製造及び修理事業者）は、再生資源又は再生部品の利用の促進（リユース又はリサイクルが容易な製品の設計・製造）に取り組むことが求められる。

a)既指定：20品目

- ・自動車
- ・家電製品（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機）
- ・ニカド電池使用機器（電動工具、コードレスホン等の15品目）

b)新規：32品目

- ・家電製品の追加（電子レンジ、衣類乾燥機）
- ・ぱちんこ遊技機（回胴式遊技機を含む。）
- ・複写機
- ・金属製家具（金属製の収納家具、棚、事務用机及び回転いす）
- ・ガス・石油機器（石油ストーブ、ガスグリル付こんろ、ガス瞬間湯沸器、ガスバーナー付ふろがま、石油給湯機）
- ・浴室ユニット、システムキッチン
- ・小形二次電池使用機器の追加^{（注1）}

（注1）電源装置、誘導灯、火災警報設備、防犯警報装置、電動アシスト自転車、電動車いす、プリンター、携帯用データ収集装置、ファクシミリ装置、電話交換機、携帯電話用通信装置、非常用照明器具、血圧計、医薬品注入器、電気マッサージ器、電気気泡発生器

c)廃止：2品目（日本語ワードプロセッサ、自動車電話用通信装置）

d)判断の基準

判断の基準として原材料の工夫、構造の工夫、分別のための工夫、処理に係る安全性の確保、安全性等の配慮、技術の向上、事前評価、情報の提供、包装材の工夫について規定。例えば自動車について、自動車の設計・製造段階において分解が容易となる構造上の工夫や汚れにくく、再生部品として利用しやすい部品の採用等が求められる。

指定表示製品

次の a)及び b)に掲げる製品の製造事業者及び輸入事業者は、分別回収の促進のための表示を行うことが求められる。

a)既指定：4品目

- ・スチール製の缶、アルミニウム製の缶
- ・ペットボトル
- ・小形二次電池（密閉形ニッケル・カドミウム蓄電池）

b)新規：10品目

- ・塩化ビニル製建設資材（硬質塩化ビニル製の管・雨どい・窓枠、塩化ビニル製の床材・壁紙）
- ・紙製容器包装、プラスチック製容器包装
- ・小形二次電池（小形シール鉛蓄電池、密閉形ニッケル・水素蓄電池、リチウム二次電池の追加）

指定再資源化製品

次の a)に掲げる製品の製造事業者及び輸入事業者は、自主回収及び再資源化に取り組むことが求められる。ただし、小形二次電池については密閉形蓄電池を

部品として使用している製品^(注2)の製造事業者及び輸入事業者も、当該密閉形蓄電池の自主回収に取り組むことが求められる。

a) 新規：2品目

- ・ パソコン（ブラウン管式・液晶式表示装置を含む。）
- ・ 小形二次電池（密閉形ニッケル・カドミウム蓄電池、密閉形ニッケル・水素蓄電池、リチウム二次電池、小形シール鉛蓄電池）

b) 判断の基準

判断の基準として以下の事項を規定。

- ・ 自主回収の実効の確保その他実施方法に関する事項
- ・ 再資源化の目標に関する事項

パソコン（平成15年度までに達成）：	デスクトップ形パソコン	50%
	ノートブック形パソコン	20%
	ブラウン管式表示装置	55%
	液晶式表示装置	55%
小形二次電池：	密閉形ニッケル・カドミウム蓄電池	60%
	密閉形ニッケル・水素蓄電池	55%
	リチウム二次電池	30%
	小形シール鉛蓄電池	50%

- ・ 再資源化の実施方法に関する事項
- ・ その他自主回収及び再資源化の実施に関し必要な事項

c) 指定再資源化事業者の認定

指定再資源化事業者であって、単独又は共同で実施する自主回収又は再資源化が判断の基準となるべき事項に照らして適切であり、一定の要件を満たすものは、主務大臣の認定を受けることができる。この認定事業者については、主務大臣と独占禁止法を運用する公正取引委員会との意見調整や廃棄物処理法における配慮がなされる。

(注2) 密閉形蓄電池を部品として使用しているものとして指定された製品

電源装置、電動工具、誘導灯、火災警報設備、防犯警報装置、電動アシスト自転車、電動車いす、パーソナルコンピュータ、プリンター、携帯用データ収集装置、コードレスホン、ファクシミリ装置、電話交換機、携帯電話用装置、MCAシステム用通信装置、簡易無線用通信装置、アマチュア用無線機、ビデオカメラ、ヘッドホンステレオ、電気掃除機、電気かみそり、電気歯ブラシ、非常用照明器具、血圧計、医薬品注入器、電気マッサージ器、家庭用電気治療器、電気気泡発生器、電動式がん具

指定副産物

次の a) に掲げる副産物に係る業種に属する事業者は、当該副産物の再生資源としての利用の促進に取り組むことが求められる。

a) 既指定：5品目

- ・ 電気業の石炭灰
- ・ 建設業の土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリートの塊、木材

b) 廃止：1品目（鉄鋼スラグ）